

平成24年度八尾市放課後児童室（4～6年生対象モデル事業）入室案内

■ 放課後児童室とは

八尾市が開設する放課後児童室（以下「児童室」という。）は、保護者が就労、疾病等のため昼間不在状況となる小学校低学年児童（小学校1年～3年生）を対象に、放課後に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

■ 4～6年生対象モデル事業の実施及び入室児童の募集について

八尾市では、子育て支援のため「やおマニフェスト 2011 実行計画」に基づき、児童室の対象学年を6年生まで拡大するモデル事業を市内24カ所の児童室で実施します。モデル事業の実施に伴い、このたび4～6年生を対象として児童室の入室児童を募集します。※ただし、低学年（1年生から3年生）の入室が優先になりますので、低学年の申込者で定員に達した場合は、モデル事業での入室ができない場合がありますのでご了承ください。

■ 対象児童室

山本、用和、久宝寺、龍華、竹淵、中高安、北高安、曙川、北山本、南山本、志紀、高美、長池、東山本、美園、永畑、刑部、高美南、西山本、高安西、曙川東、亀井、上之島、大正北の各放課後児童室

■ 開設期間および時間

- 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 平日（月曜日～金曜日）の学校の授業の終了後から午後5時まで（ただし、こども未来部長が認めた場合午後6時まで延長することができる。）
- 学校休業日（土曜日、夏・冬・春の長期休業中）の午前9時から午後5時まで
＜特に土曜日の開門は午前9時となっていますのでご注意ください。＞

■ 休日

- 日曜、祝日、年末年始（12月30日から1月4日）、お盆（8月13日から15日）、台風の接近等八尾市が必要と認めたとき

■ 開設場所

- 各八尾市立小学校内（志紀地区放課後児童室は学校の北側です。大正北地区放課後児童室は学校の西側です。）

■ 申請期間

- **平成24年1月5日（木）から2月2日（木）まで**

※ 上記の期間中に申込みがない場合は、待機となる場合があります。

■ 入室基準

児童の保護者、同居の親族等が児童を育成することが困難であり、これらの者が次の項目のいずれかに該当する者であること

- 昼間に居宅外で就労することを常態（1月に15日以上で3月以上継続する場合をいう。）としている者
- 昼間に居宅内で当該児童と離れて、日常の家事以外の労働をすることを常態としている者
- 重度の障害の状態である者
- 長期入院又は常時寝たきりの状態であるなど重度の疾病等の状態である者
- 同居家族のうち、重度障害者又は疾病等による寝たきりの者を常時介護又は看護している者
- 失業等により、職業安定所等で求職活動を行っている者（期限を設けて入室を許可します。）
- その他こども未来部長が必要と認めた者

■ 児童室の運営

- 児童室の管理運営は、八尾市こども未来部長が行い、放課後児童室指導員が児童の指導をします。
- 登下校時の引率はいたしません。
- 登下校時を含めた活動中の事故については、傷害保険の適用があります。ただし、学校活動での保険と放課後児童室の保険の併用はできません。

■ 保育料

区 分	保 育 料
A区分（月曜日から土曜日まで入室する場合）	児童1人につき月額6,000円
B区分（月曜日から金曜日まで入室する場合）	児童1人につき月額5,000円

※ 保育料の納付方法は、「指定金融機関からの口座振替」と「金融機関窓口での納付書による納付」の2つがあります。どちらの納付方法とも、当月分について**毎月10日**（10日が土曜の場合は12日、日曜の場合は11日）が、引き落日および納付期限日となります。

※ 区分の変更を申請する場合は、毎月15日（15日が日曜の場合は16日）までに「区分変更届」を、各児童室もしくは放課後児童育成室に提出すれば、次月から「区分変更」ができます。

※ 保育料を1カ月以上滞納された場合は入室許可を取り消し、又は出席を停止することがあります。

■ 問い合わせ先 八尾市 青少年課 放課後児童育成室

八尾市本町1-1-1（八尾市役所 8階） TEL 992-2350・998-2044（直通）

■ 申請書類および申請方法

○ **入室許可申請書**

◇ 該当事項をすべて記入してください。なお、指導上特に配慮を必要とする場合は、記入欄に詳しく書いてください。また、月曜日～金曜日について時間延長の許可（午後6時まで）を希望される場合は、別途「時間延長申込書」を提出してください。

○ **就労証明書**

◇ 保護者および同居の65歳未満の祖父母など、就労中の全員の分を提出してください。
 ◇ 求職中等の場合は、職業安定所の受付票の写し等の書類で確認しています。ただし、4月1日に就労の実態がなく「就労証明書」の提出のない場合は、待機となる場合があります。

○ **平成23年分の源泉徴収票または平成22年分の確定申告書若しくは平成23年度の市府民税申告書**のコピー

◇ 源泉徴収票または確定申告書若しくは市府民税申告書のコピーを提出できない場合は、直近3カ月分の給与明細書のコピーを提出してください。
 ◇ 締切日までに書類が揃わない場合は、放課後児童育成室または各児童室に相談してください。

○ その他必要な書類

◇ 「保護者の長期入院」や、「保護者が他の家族の介護をしている」などの理由で入室を希望する場合は、医師の診断書など、「疾病や事由のわかるもの」および自筆の「事情書」を提出してください。

○ 保育料減免申請書

◇ 該当する場合のみ（詳細は次項を参照）

※ 「入室許可申請書」「就労証明書」等の様式は、放課後児童育成室（八尾市役所 8階）、および各小学校内の児童室にあります。また市役所のホームページからもダウンロードできます。

なお申請書の提出は、放課後児童育成室および各小学校内の児童室のどちらでも結構です。

■ **保育料減免の申請**

○ 保育料減免を申請する場合の該当事由と申請書類

	該当事由	申請書類
全額免除	①生活保護法による被保護世帯	減免申請書、生活保護受給証明書
	②市町村民税非課税世帯	減免申請書、 入室年度 の市府民税の課税の状況がわかるもの（学生を除く世帯全員分の課税証明書・通知書及び納付書のコピーなど）※住民票が必要な場合あり
	③同一世帯で3人以上入室の3人目以降	減免申請書
	④1カ月間在室しない児童の当該月分	減免申請書、休室届
5割減免	⑤市町村民税の均等割のみ課税世帯	減免申請書、 入室年度 の市府民税の課税の状況がわかるもの（学生を除く世帯全員分の課税証明書・通知書及び納付書のコピーなど）※住民票が必要な場合あり
	⑥同一世帯で2人以上入室の2人目	減免申請書

【減免申請に関する留意事項】

- ①③⑥の事由で**3月31日**までに申請があった場合は、4月分から減免を実施します。4月1日以降の申請の場合は、申請日の属する月（毎月末締切）の翌月から減免を実施します。
- ②⑤の理由で**6月30日**までに申請があった場合は、4月分まで遡及します。7月1日以降の申請の場合は、申請日の属する月（毎月末締切）の翌月から減免を実施します。
- ④の理由で申請する場合は、該当する月の**前月の15日（15日が日曜の場合は16日）**までに申請していただければ翌月に実施できます。ただし、原則は1カ月とします。病気等特別な事情があり2カ月以上になる場合は、放課後児童育成室に相談してください。

■ **入室の許可など**

○ 入室の許可は郵送でお知らせします。保育料の口座振替を希望される場合は、「口座振替依頼書（3枚複写）」に必要事項を記入の上、指定金融機関に提出し、指定金融機関から承認を得た「市役所控（3枚複写の2枚目）」をもらって、各小学校の児童室または放課後児童育成室に提出して下さい。（指定金融機関に行くことが困難な場合は各児童室または放課後児童育成室に直接提出して頂いても結構ですが、口座振替の開始が遅くなる場合があります。）

■ **その他**

- 入室後でも保護者が自宅にいる等の理由で入室基準に該当しない場合は、退室となります。
- 退室を希望する場合は、必ず希望する退室日より前に「退室届」を提出して下さい。希望する退室日より後に申請があった場合は受付日までの保育料が必要となります。
- 保育料以外に各児童室毎におやつ代などの実費の徴収があります。